

# 第1回さいたま市総合振興計画あり方懇話会

## 次 第

平成23年12月27日(火)午後3時15分～  
浦和コミュニティセンター第13集会室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 副市長挨拶
- 4 委員、事務局等紹介
- 5 座長選出
- 6 議題
  - (1) 総合振興計画あり方懇話会について
  - (2) 総合計画の策定意義について
  - (3) 現行計画の課題について
- 7 その他
- 8 閉会

### 【配付資料】

- ・次第
  - ・名簿
  - ・席次
  - ・さいたま市総合振興計画あり方懇話会設置要綱
  - ・さいたま市総合振興計画あり方懇話会傍聴要領
- 資料1 さいたま市総合振興計画あり方懇話会について  
資料2 自治体総合計画の策定意義について  
資料3 本市における総合振興計画及び都市経営の全体像について  
資料4 総合計画の課題と本市における現状について  
参考資料1 他政令指定都市における総合計画の構成(特徴的な事例)  
参考資料2 平成23年度各局運営方針(抜粋)

## さいたま市総合振興計画あり方懇話会委員名簿

氏名	大学等
齋藤 友之	埼玉大学経済学部准教授
柴田 直子	神奈川大学法学部准教授
長野 基	首都大学東京都市環境学部准教授
西川 雅史	青山学院大学経済学部教授
横道 清孝	政策研究大学院大学学長補佐（兼）教授

（五十音順）

## さいたま市総合振興計画あり方懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 さいたま市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の次期基本計画を策定するにあたり、市を取り巻く環境分析を踏まえた今後の都市づくりの論点を整理するとともに、計画の体系や期間など今後の総合振興計画の枠組みについて意見を聴くため、さいたま市総合振興計画あり方懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌し、今後の総合振興計画のあり方について、市長に対し報告するものとする。

- (1) 計画の体系や期間など今後の総合振興計画の枠組みに関すること。
- (2) 市を取り巻く環境分析を踏まえた今後の都市づくりの論点を整理すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次期基本計画の策定のために必要な事項に関すること。

### (組織等)

第3条 懇話会は、5人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、地方行財政に識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前条の規定による報告を行うまでとする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。この場合において、新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 懇話会の会議は、公開とする。ただし、懇話会の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、政策局政策企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月27日から施行する。

## さいたま市総合振興計画あり方懇話会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市総合振興計画あり方懇話会設置要綱第9条の規定に基づき、さいたま市総合振興計画あり方懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手續)

第2条 懇話会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者については、この限りでない。

2 前項の傍聴券の交付を受けた者は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

3 懇話会の座長（以下「座長」という。）は、会場等の状況により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。その場合において、傍聴人の決定は、原則として抽選により行う。

### (報道関係者に係る手續)

第3条 報道関係者は、取材等のため懇話会の会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、懇話会の会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

### (傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、懇話会の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、懇話会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らな

なければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、座長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成23年12月27日から施行する。

別記様式（第2条関係）

受付番号\_\_\_\_\_

# 傍 聴 券

さいたま市総合振興計画あり方懇話会（            年    月    日開催分）

さいたま市総合振興計画あり方懇話会

- 注1 この傍聴券は、本日の傍聴に限り有効です。  
2 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。  
3 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。
  - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
  - (4) 撮影又は録音をしないこと。
  - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。
- 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

## さいたま市総合振興計画あり方懇話会について

### 1 懇話会の所掌事項（さいたま市総合振興計画あり方懇話会設置要綱第 2 条より抜粋）

- （ 1 ） 計画の体系や期間など今後の総合振興計画の枠組みに関すること。
- （ 2 ） 市を取り巻く環境分析を踏まえた今後の都市づくりの論点を整理すること。

### 2 今後の予定

	主たる目的	主な検討内容等
<p style="text-align: center;">第 1 回</p> <p style="text-align: center;">平成 23 年 12 月 27 日（火） 午後 3 時 15 分から</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 総合計画の策定意義の確認</li> <li>2 総合振興計画に関する課題の特定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自治体が総合計画を今後も策定する意義</li> <li>2-1 さいたま市の現状・課題や他政令市等の総合計画の状況分析</li> <li>2-2 総合振興計画の三層構造（基本構想・基本計画・実施計画）のあり方を見直す必要はあるか</li> <li>2-3 現行総合振興計画に関する課題の特定</li> </ul>
<p style="text-align: center;">第 2 回</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年 1 月 28 日（土） 午前 10 時から</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 新たな総合振興計画の全体像の共有</li> <li>2 今後の都市づくりの論点整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 第 1 回で特定した課題を踏まえた改善策（たたき台に対する意見交換）</li> <li>2 次期基本計画において特に力を入れて取り組むべき政策課題</li> </ul>
<p style="text-align: center;">第 3 回</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年 2 月 18 日（土） 午前 10 時から</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 まとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 報告書（案）を基にまとめを行う</li> </ul>

会議は 90 分を予定



# 自治体総合計画の策定意義について

## 1 自治体総合計画の変遷

年代等	概 要
1950年代 - 新町村建設計画の位置づけ	
1953年(昭和28年)	・町村合併促進法に基づき、合併町村に「新町村建設計画」の策定を義務付け
1960年代 - 総合計画の誕生	
1966年(昭和41年)	・市町村計画策定方法研究報告(自治省委託調査)が市町村計画のあり方を提案 基本構想(10年)、基本計画(5年)、実施計画(3~5年)の三階層 実施計画のローリング方式 施設計画と非施設計画のバランス、行財政合理化計画の役割を重視
1969年(昭和44年)	・地方自治法の改正により、基本構想の策定・議決を義務付け  <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;">           &lt;参考&gt; 地方自治法(2011年改正前)            第2条 (略)            市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。         </div>
1970年代 - 総合計画の普及期	
1980年代 - 総合計画の定着	
1990~2000年代 - 総合計画の変化	
	・重点施策や主要プロジェクトを盛り込み、総花的な内容を補完する傾向 ・市民参加型の計画策定が浸透 ・成果指標や目標値を設定し、PDCAサイクルに基づく施策の優先順位付けに取り組む自治体も急増
2011年 - 基本構想の策定・議決義務の撤廃	
2011年(平成23年)	・「地方自治法の一部を改正する法律」の施行(8月1日)により、基本構想の策定・議決義務が撤廃された。

【参考資料】財団法人日本都市センター 2001年度「自治体における新しい計画行政のあり方に関する調査研究」

## 2 論点(案)

基本構想の策定義務が廃止された現時点で、なお基本構想(総合計画)を策定する意義は。

- ・ 市町村が真に住民の負託に応え地域社会の経営の任務を適切に果たすために、「将来を見とおした長期にわたる経営の基本を確立」することの必要性は、依然として変わらないのではないか。
- ・ 市政の「総合的・一体的運営を確保」するために、「各種個別計画等の拠りどころ」となる基本構想(総合計画)が必要との考え方についてどう考えるか。(総合計画がない場合、どのように総合性や個別計画間の整合性を担保するか。)
- ・ 総合計画を策定する今日的な意義はほかにあるか。

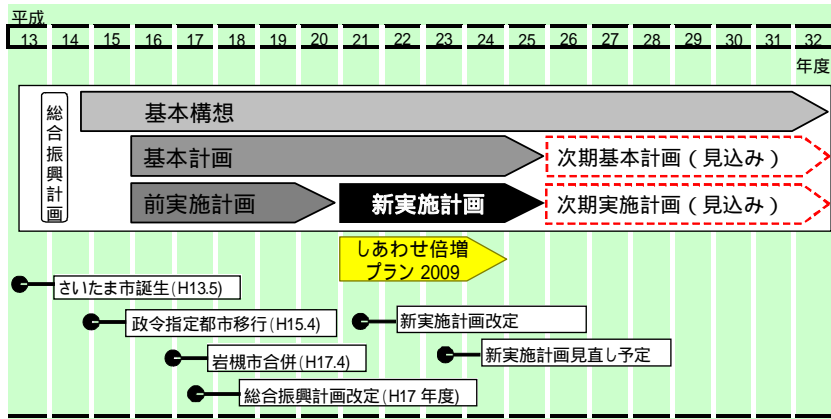
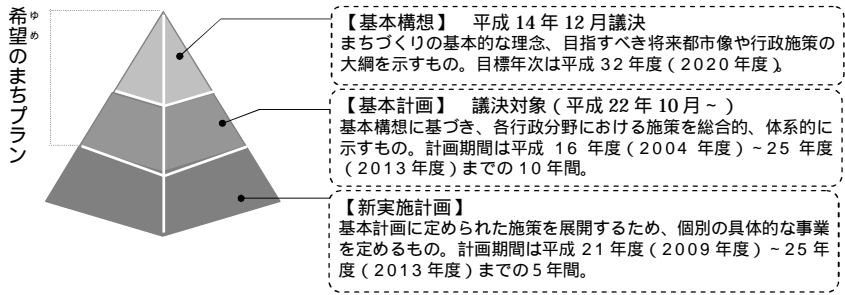
さいたま市における課題等については、次の議題で取り扱う

# 本市における総合振興計画及び都市経営の全体像について

## 1 さいたま市総合振興計画の全体像

「長期的な展望に基づいて、都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、市政運営の最も基本となる計画」

総合振興計画の3層構造と計画期間



< 総合振興計画の構成 >

基本構想	基本計画	新実施計画
1 目的と期間	第 1 部 基本計画の策定に当たって	第 1 編 新実施計画の策定に当たって
2 都市づくりの基本理念	第 2 部 さいたま市らしさを生み出す都市づくり	第 2 編 希望のまちづくり事業
3 将来都市像	第 3 部 都市づくりの進め方	第 3 編 都市経営の基本戦略
4 施策展開の方向 将来都市像の実現に向けた、7 分野における施策展開の方向性	第 4 部 分野別計画	第 4 編 実施計画事業 232 事業
5 実現に向けて	第 5 部 各区の将来像	

< 掲載内容 (抜粋) >

### 基本構想 (抄)

#### 3 将来都市像

多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市  
見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市  
若い力の育つゆとりある生活文化都市

#### 4 施策展開の方向

(1) 安らぎと潤いある環境を守り育てる

- ・(略)
- ・公害の防止、廃棄物の発生・排出の抑制、資源の循環利用やエネルギーの有効利用を進めます。
- ・(略)
- (2) 子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる
- (3) 一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む
- (4) 人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる
- (5) 産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める
- (6) 安全を確保し、市民生活を支える
- (7) 理解を深め合い、多彩な交流を広げる

### 基本計画 (抄)

#### 第 4 部 分野別計画

##### 第 1 章 環境・アメニティの分野

##### 第 1 節 環境にやさしい循環型社会の形成と環境保全

- (1) 総合的な環境保全施策の推進
  - (2) 地球環境問題への貢献
  - (3) ごみの適正処理とリサイクルの推進
  - (4) 産業廃棄物の適正処理の推進
  - (5) エネルギーの有効利用
  - (6) 質の高い環境づくり
  - (7) 環境学習の推進
- (3) ごみの適正処理とリサイクルの推進
- ごみの発生抑制とリサイクルの推進
  - ・レジ袋の自粛や簡易包装の推進など、ごみの発生抑制を進めます。
  - ・リサイクル施設の充実など、ごみの再使用・再生利用を進めます。
  - ・家庭でのごみの分別の徹底を図ります。
  - ・ごみ減量運動、生ごみ処理容器の購入費補助など、ごみ減量・リサイクルを推進します。
  - ・事業系一般廃棄物については事業者責任の原則を踏まえ、分別排出の徹底、排出抑制、リサイクルや適正処理の取り組みを促進します。
  - あわせて、リサイクルしやすい製品の開発・販売などを促進します。
  - ・ごみの発生抑制、減量化を図るため、ごみ収集の有料化制度のあり方について検討します。

### 新実施計画 (抄)

#### 第 4 編 実施計画事業

##### 第 1 章 環境・アメニティの分野

事業の名称と概要 【担当課室】	計画目標	
	現況 (平成 20 年度末)	平成 25 年度末
<b>ごみ減量・リサイクル推進事業</b> 市報やパンフレット、ホームページなどによる啓発活動を通じて、ごみの発生抑制・分別の徹底を図るとともに、ごみの有料化のあり方を検討します。 また、生ごみ処理容器等購入費補助、親子リサイクル施設見学会や大規模事業所への立入調査などにより、家庭や事業所でのごみ減量・リサイクルの取組を促進します。 (資源循環政策課・廃棄物対策課・環境施設課)	市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (資源物除く) 847.4g 再生利用率 22.0% 最終処分比率 8.4%	814.2g 27.3% 7.1%

< 総合振興計画の推進 >

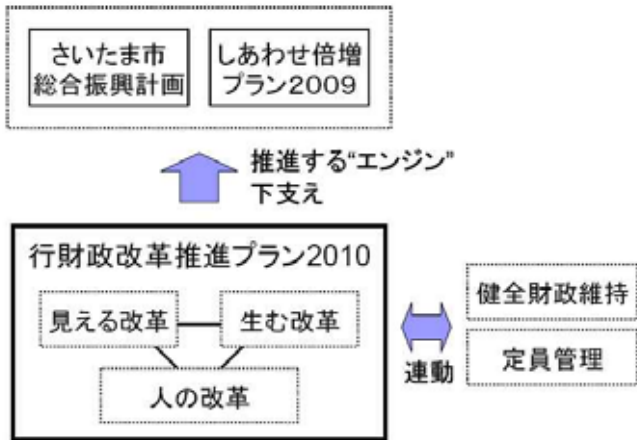
- ◆ 実施計画事業 (232 事業) について、計画目標 (平成 25 年度末) の達成に向けた進捗状況を確認し、「達成」、「概ね順調」、「遅れ」の 3 段階に分類した上で、その結果を公表 (毎年度)

	達成	概ね順調	遅れ
平成 22 年度	13 事業 (5.6%)	142 事業 (61.2%)	77 事業 (33.2%)

- ◆ 社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、計画期間の中間年に見直しを実施 (平成 23 年度予定)
- ◆ 毎年度の予算編成において、実施計画事業への優先配分を実施

## 2 さいたま市における都市経営の全体像

<さいたま市の都市経営を支える3つのプラン>



(出所)さいたま市行財政改革推進プラン 2010

### (1) しあわせ倍増プラン 2009

市長のマニフェストをベースに、平成 21 年度から平成 24 年度までの 4 年間に本市が重点的に取り組むべき施策を盛り込んだ行政計画

- ◆ 5つの行動宣言、7つの条例宣言、8つの分野 74項目で構成
- ◆ 139の個別事業について、具体的な数値目標等(取組指標・方針)や取組内容、事業計画(工程表)などを具体的に提示
- ◆ 取組手段の一つとして、部局横断的な7つのプロジェクトチームを設置
- ◆ 特に、重点的に取り組んでいく必要がある27の施策を重点項目に位置付け
- ◆ 市民や有識者等による外部評価を行うとともに、市民参加による検証大会を毎年開催

実施年度	H21	H22	H23	H24
財政赤字削減率	100%	100%	100%	100%
財政赤字削減額	1,000億円	1,000億円	1,000億円	1,000億円

### (2) 行財政改革推進プラン 2010

「総合振興計画」及び「しあわせ倍増プラン 2009」を推進する“エンジン”であり、これらを下支えするためのプランとして位置付け

- ◆ 健全財政維持及び定員管理と連動させ、財政面、組織・人事面の改革と一体的に推進することにより、実効性を担保
- ◆ 市が関与している会計(特別会計、公営企業会計等を含む。)に関する事業はすべてを対象
- ◆ 計画期間は平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間(集中改革期間)
- ◆ 3つの基本目標(「見える改革」「生む改革」「人の改革」)ごとに具体的な成果・達成状況を示す指標を設定
- ◆ 192の改革プログラム事業ごとに目標を設定し、工程表を作成して、毎年度ローリングを実施

#### 【目標指標】

- 見える改革**
  - ①市民目線による質的改善目標
    - 市民目線改革度 70%
    - 市民満足度 70%
    - 改革に対する評価 70%
    - 職員に対するイメージ 70%
    - 市民協働度 50%
- 生む改革**
  - ②選択と集中による財源創出目標
    - 財源創出額 600億円(平成22~24年度)
    - 歳入確保額 192億円
    - 歳出削減額 408億円
- 人の改革**
  - ③実践主義による意識改革目標
    - 事務事業改善率 100%
    - 職員意識改革度 80%
    - 改革・改善風土 80%
    - 働きがい 80%

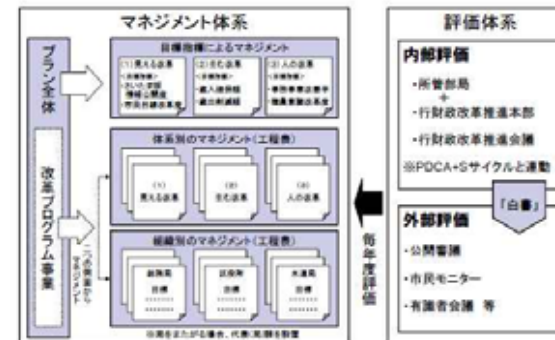
#### 【財政推計と目標指標】

	H22	H23	H24	計
財政不足(対策)額	▲319 <sup>①</sup>	▲188	▲171	▲678
財政的効果(財源創出額)	282	147	171	600
歳入確保額	75	50	67	192
歳出削減額	207	97	104	408
財政手当(基金の活用)	37	41	0	78
人員削減数(職員の定数削減)(単位:人)	▲140	▲15	▲52	▲207

	H22	H23	H24
プライマリーバランス(臨時財政対策債除く)	15	0	0
市債残高(臨時財政対策債除く)	2,764	2,870	2,954
臨時財政対策債残高	1,279	1,468	1,651
基金残高(財政改革基金、減債基金(過剰分)、市債基金等)	168	127	127

#### 【プランの進め方】



- ・改革プログラム事業ごとに目標を設定し、工程表を作成して、進行管理を行う。
- ・改革プログラムの体系別のマネジメントに加え、組織別のマネジメントを導入する。
- ・「行財政改革白書」を毎年度作成・公表し、市民から意見を募り、参考とする。
- ・「行財政改革公開審議」「行財政改革市民モニター制度」「さいたま市行財政改革有識者会議」による外部評価を導入する。

### (3) その他

- ◆ 本市策定計画数 100(平成 22 年 4 月 1 日現在)
  - 策定予定を含み、総合振興計画及びしあわせ倍増プラン 2009 は含まない。
  - 計画体系図及び計画一覧は「新実施計画[改訂版]」資料編(167~175頁)参照
- ◆ 毎年度、当該年度における各局の事業展開の方向性を示した「局運営方針」を策定
  - ・各局が自らの創意工夫を積み重ね、効果的・効率的な事業の推進を図るとともに、市政運営の透明性の向上を目指す。

## 総合計画の課題と本市における現状について

	一般的に指摘されている課題	本市現行計画等の状況	検討課題	主な論点(案)	(参考)他都市の取組等
1	社会経済情勢の変化への対応 ・中長期的な視点に基づく計画と新たな課題への対応の必要性の間に生じる齟齬の調整	基本構想は平成14年度策定【目標年次:平成32年度】 基本計画は平成15年度策定【計画期間10年】 平成17年度改定(岩槻市との合併に伴う) 新実施計画は平成20年度策定【計画期間5年】 平成21年度改定(市長マニフェストとの整合等) 平成23年度中間見直し予定。	計画期間 ローリングの方法	「中長期的な視点」と「社会経済情勢の変化への柔軟な対応」を両立させるためには、基本計画や実施計画の計画期間、ローリングの方法をどのように組み合わせるべきか。	・計画期間の短縮化(例:基本計画15年10年、実施計画5年3年) ・実施計画を毎年度ローリング(計画期間1年~3年程度) ・基本(実施)計画と単年度の予算編成(運営方針)で対応(二層構造)
2	実効性の確保 ・内容が抽象的であるため、住民があまり関心を持たず、また行政活動の指針にもなりにくい。	基本計画には定量的な目標設定なし ・進捗度の把握は困難 実施計画には定量的な目標設定あり ・工程表は未提示 実施計画の進捗状況は毎年確認・公表 実施計画事業と予算事務事業の単位は不一致	目標設定 工程表の提示 進行管理の方法(予算、評価との連携) 事業単位的一致(予算との連携)	実効性を高めるためには、計画に掲げた施策や事業の進捗状況をどのように管理すべきか。(予算や評価との連携など) 基本計画や実施計画に数値目標を掲げるべきか。 ・数値目標を掲げずに行政活動の指針として機能させることは可能か。 ・数値目標を掲げると、どんな支障が考えられるか。 ・成果(アウトカム)指標と活動(アウトプット)指標をどのように掲げるべきか。注意すべき点はあるか。	・基本計画に成果指標とその目標値を設定 施策評価を毎年度実施 指標の達成状況を中間・最終年度に測定、公表(取組状況の管理は毎年度実施) ・数値目標は設定せず、施策体系に沿った客観指標と市民生活実感調査に基づいた政策評価制度を構築 ・仮説検証に基づいた進捗管理
3	市長マニフェストとの整合	市長マニフェストをベースとする「しあわせ倍増プラン2009」と「総合振興計画」(実施計画)が並存し、進行管理もそれぞれで行っている。	市長マニフェストの反映の仕組み(計画期間、改定方法など)	「市長マニフェスト」、「部門別計画」、「局運営方針」等との位置付けをどのように整理すべきか。 ・重複感を整理すべきではないか。	・4年間のマニフェスト工程表と単年度の「戦略計画」(実施計画)を連動
4	部門別計画との整合	総合振興計画とは別に計画期間や人口フレーム等を設定し、進行管理もそれぞれで行っている計画が多い。 部門別計画数は100(平成22年4月1日時点) 毎年度「局運営方針」も策定	部門別計画との整合(計画期間、計画目標等)	・できるだけ実施計画と年限や目標を合わせるべきではないか。 ・それぞれの策定時にどの程度整合性を意識すべきか。	・総合計画に示す理念や方向性に即し、部門別計画の見直し・策定実施 ・総合計画と局や区の単年度運営方針を連動
5	既存事業の追認と新規事業の実施の保証機能を果たしてしまうおそれ	財政フレームは添付していない。 行財政改革との関係はあまり意識していない。(計画期間も別)	財政フレーム 行財政改革との役割分担	「政策推進」と「行財政改革」の役割分担をどのように考えるべきか。 ・政策推進のために「行財政改革」の必要性が高まっている中、どのように両者の役割分担を考えるべきか。(どのように一体化又は連携できるか。)	・「行政改革プラン」や「財政リニューアルプラン」と一体となった実施計画を策定 ・行政改革で捻出した経営資源を総合計画の達成に必要な施策に投入
6	総花的で、優先順位が不明確	新実施計画に代表的な事業を掲載(「希望のまちづくり事業」の設定)	重点施策の明確化 行財政改革との連携	施策間の優先順位付けをどのような方法で行うか。 ・中長期的な視点から優先順位を考え、重点施策を明示すべきという考え方について、どう考えるか。 ・計画の「体系性・総合性の確保」と資源配分の「重点化」という要請をどのように両立させるべきか。	・分野別の施策体系とは別に、根拠や方向性が明確な「リーディングプラン(重点施策群)」を明示
7	市民・事業者・地域活動団体等との協働によるまちづくりへの対応	市民に開かれた計画づくりを展開 基本構想には「協働による都市づくり」を記載 基本計画や実施計画には行政の活動のみを記載	策定過程の参加・協働 策定後の周知啓発 役割分担の記載	策定過程における参加・協働と策定後の周知啓発をどのように行うべきか。 施策単位で目標達成に向けた市民等の役割を位置付けるべきか。(基本計画への役割分担の記載など)	・市民と行政が共汗・協働して実現をめざす10年後の姿を示し、それを実現するために市民や行政が担うべき役割や共汗のあり方を記載
8	区別計画の位置付け	基本計画に「区の将来像」を掲載	区別計画の形態・内容 全市計画との調整	区独自の計画とせず、現行どおり基本計画の一部として掲載することで良いか。(基本計画との一体性確保)	

## 共通的な論点(案)

総合振興計画の三層構造(基本構想・基本計画・実施計画)のあり方を見直す必要はあるか。

・基本計画又は実施計画を廃止し、二層構造とすることで、社会経済情勢の変化等の課題への柔軟な対応を志向する自治体もあるが、どのように考えるべきか。

## 他政令指定都市における総合計画の構成(特徴的な事例)

- 1 静岡市【基本構想(10年) 基本計画(5年) 実施計画(3年)の三層構造】  
(議決対象)基本構想  
毎年改定

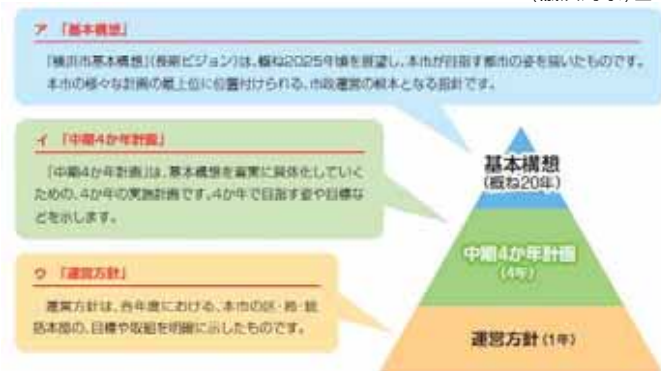
総合計画の体系



- 2 浜松市【基本構想(8年) 都市経営戦略(4年) 戦略計画(1年)の三層構造】  
(議決対象)基本構想・都市経営戦略



- 3 横浜市【基本構想(概ね20年) 中期4か年計画(4年) 運営方針(1年)の三層構造】  
(議決対象)基本構想



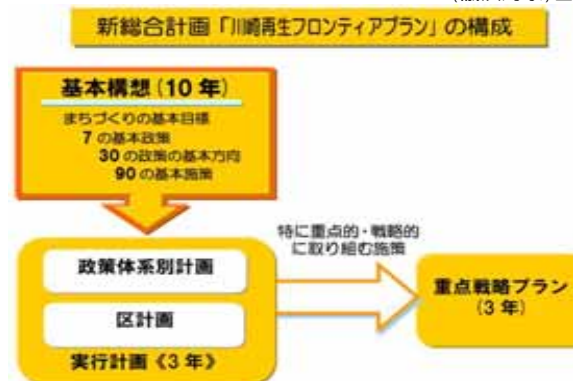
- 4 堺市【基本構想(20年) マスタープラン<sup>1</sup>(10年<sup>2</sup>)の二層構造】  
(議決対象)基本構想、マスタープラン(基本計画部分)  
<sup>1</sup>基本計画と実施計画の要素を併せもったプラン  
<sup>2</sup>個別の事業等に関する部分は5年間



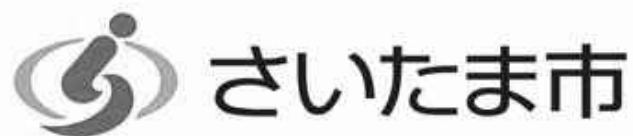
- 5 北九州市【基本構想 基本計画(12年)の二層構造】  
(議決対象)基本構想、基本計画  
概ね5年間で内容の見直しを予定



- 6 川崎市【基本構想(10年) 実行計画(3年)の二層構造】  
(議決対象)基本構想



# 平成23年度 各局運営方針



## 〈はじめに〉

「局運営方針」は平成23年度における各局の事業展開の方向性などを示したものです。各局はこの方針に基づき、自らの創意工夫を積み重ね、効果的・効率的な事業の推進を図るとともに、市政運営の透明性の向上を目指します。

## 〈目次・問い合わせ先〉

各局運営方針の内容につきましては、各局等筆頭課までお問い合わせください。

1. 市長公室	秘書課	1
2. 行財政改革推進本部	行政改革チーム	3
3. 政策局	企画調整課	6
4. 総務局	総務課	9
5. 財政局	財政課	13
6. 市民・スポーツ文化局	市民総務課	15
7. 保健福祉局	健康増進課	19
8. 子ども未来局	子育て企画課	25
9. 環境局	環境総務課	29
10. 経済局	経済政策課	32
11. 都市局	都市総務課	36
12. 建設局	土木総務課	40
13. 消防局	消防総務課	43
14. 出納室	出納課	45
15. 教育委員会	教育総務課	46
16. 議会局	議会総務課	51
17. 選挙管理委員会事務局	選挙課	52
18. 人事委員会事務局	任用調査課	54
19. 監査事務局	監査課	56
20. 農業委員会事務局	農業振興課	57
21. 水道局	水道財務課	58

# 政策局 平成23年度局運営方針

## 1 基本方針

さいたま市誕生10年という節目を迎えるにあたり、新たな時代の幕開け、さらには絆で結ばれたひとつのさいたま市を市内外に強くアピールするとともに、総合振興計画「さいたま希望(ゆめ)のまちプラン」に掲げられた将来都市像や「しあわせ倍増プラン2009」の実現に向け、重要施策や特命事項等の調査研究・企画・実施など、市民生活向上のための諸施策を推進します。

## 2 主な取組

### (1) 市民が主役のさいたま市づくり

- ① さいたま市誕生10周年を機に、新たな時代の幕開け、さらには絆で結ばれたひとつのさいたま市を市内外に強くアピールするため、「さいたま市誕生10周年記念事業」を促進します。
- ② さいたま市の自治に関する基本的な理念や市政運営の基本的事項等を定める「自治基本条例」の制定に向け、検討を行います。
- ③ さいたま市誕生10周年記念事業として、「(仮称)さいたま市21世紀ビジョンフォーラム」を実施します。
- ④ 「しあわせ倍増プラン2009」の進捗状況及び成果を客観的に検証するため、外部評価を行うとともに、市民参加の市民評価報告会を開催します。

### (2) さいたま市らしさを生み出す都市づくり

- ① 平成24年度末までに都市鉄道等利便増進法の申請手続きに入ることを目標に、埼玉県と共同で地下鉄7号線の延伸促進に取り組みます。
- ② 市内(近隣を含む)にある大学間の連携組織(大学コンソーシアム)との包括協定締結に向けた検討を行います。
- ③ さいたま新都心第8-1A街区の整備促進を図ります。

### (3) 指定都市としての積極的な情報収集・発信

- ① 指定都市市長会や九都県市首脳会議等と連携し、地域主権や大都市制度などについて、本市の意見を積極的に発信します。
- ② 中央省庁等から迅速に情報を入手し、政策立案のため関係部局へ情報提供を行います。

### (4) 電子市役所の構築

- ① 情報システムの最適化及び情報セキュリティの維持・向上に向け、情報システム関連プロジェクトに対する支援等に取り組みます。
- ② 基幹系及び情報系システムの運用を整理統合し、標準化した業務実施体制を整備するとともに、市民サービスの充実に向け、第三次情報化計画に基づく電子市役所の構築に取り組みます。
- ③ 更なる情報システムの安定運用及び住民情報の安全性を確保するため、新情報センターへの移設手順を策定します。

## 3 行財政改革への取組

### (1) 現場の視点からの取組

- ① 業務所管課と連携した情報システム関連プロジェクトに対する管理支援の拡充、情報システム調達担当職員への仕様書作成や見積書の精査方法等に関する研修等、「現場の視点」に重点を置いた施策に取り組みます。

### (2) 事業の実施方法の見直し

- ① 電子市役所構築推進事業の情報化計画評議会については、職員が運営し、外部専門家の支援を取りやめます。
- ② しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会について、平成22年度の実績を踏まえ、開催回数等を見直します。



(3) 都市イメージの向上を図るシティセールスの実施

- ① 東京事務所の機能・役割を検討・再構築し、関係する他部局と連携を図りながら、新たにシティセールスを実施します。

## 4 政策局予算額

〈一般会計〉

(単位：千円)

平成23年度当初予算額	平成22年度当初予算額	増減
4,813,554	6,595,329	△ 1,781,775

## 5 政策局主要事業

(単位：千円)

No.	事業名(予算の事務事業名) 事業の概要	所属	予算額
	<b>自治基本条例制定事業</b>	企画調整課	6,500
1	本市の自治の基本理念や市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例の平成23年度末までの制定に向けて検討を進めます。		
	<b>大学コンソーシアム構築事業(企画調整事務事業)</b>	企画調整課	301
2	大学コンソーシアムの仕組み構築や大学との連携事業の拡大に向け、座談会や検討協議会等を開催するとともに、本市の政策について検討・議論を行うため、学生による政策提案フォーラム in さいたまを実施します。		
	<b>さいたま新都心第8-1A街区整備促進事業</b>	企画調整課新都心整備対策室	9,887
3	さいたま新都心第8-1A街区の土地所有者である埼玉県、本市、独立行政法人都市再生機構の三者で連携しながら、さいたま新都心に相応しい、賑わいのあるまちづくりを進めます。		
	<b>地下鉄7号線延伸促進事業</b>	地下鉄7号線延伸対策課	27,800
4	地下鉄7号線の延伸について、経済性等を十分に考慮し、まちづくりと連動させたいうで、平成24年度末までに事業着手することを目標に、埼玉県と共同で取り組んでいきます。		
	<b>埼玉高速鉄道線支援事業</b>	地下鉄7号線延伸対策課	543,200
5	埼玉高速鉄道株式会社の経営安定化を図るため、引き続き、県及び沿線市と共同で経営支援を行います。		
	<b>情報システム最適化事業</b>	IT政策課	70,704
6	「じょうほう快適都市・さいたま市」の実現に向け、第三次情報化計画の進行管理を行うほか、効率的な情報システムの構築・運用に係る業務プロセスの標準化、IT経費の適正化、情報セキュリティ対策の強化、地域IT人材の育成等の諸施策に取り組んでまいります。		
	<b>情報化推進事業</b>	情報システム課	3,554,638
7	政令指定都市に相応しい行政運営の効率化や質の高い市民サービスの提供を行う電子市役所の構築を推進するとともに、情報システムの効率的・安定的な管理運用を行います。		
	<b>「しあわせ倍増プラン2009」の進行管理及び評価・検証(政策調査事務事業)</b>	都市経営戦略室	1,685
8	「しあわせ倍増プラン2009」の進行管理を行うとともに、その進捗状況及び成果を客観的に検証するため、公募市民や有識者等による外部評価を行い、市民参加の市民評価報告会を開催します。		
	<b>「(仮称)さいたま市21世紀ビジョンフォーラム」の実施(政策調査事務事業)</b>	都市経営戦略室	2,582
9	さいたま市のこれからの100年をテーマに市民、市民活動団体、大学、企業の代表者によるフォーラム等を実施します。		

No.	事業名(予算の事務事業名) 事業の概要	所属	予算額
10	<b>東京事務所管理運営事業</b> 市政に関連する情報の収集、国会、各省庁その他関係機関との連絡調整を行うとともに、本市の都市イメージや存在感を高めるシティセールスを実施します。	東京事務所	10,107